

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

自動車局環境政策課長

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金（中小企業向けハイブリッドトラック等導入支援事業）に係る交付申請の受付期間等について

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金（中小企業向けハイブリッドトラック等導入支援事業）の執行については、「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」（平成31年3月12日付け国自環第176号、国自旅第266号、国自貨第137号。以下「交付要綱」という。）及び「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」（平成31年3月12日付け国自環第177号、国自旅第264号、国自貨第138号。）によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

- ①平成30年12月21日(金)～平成31年3月29日(金)までに新車新規登録(予定)の車両
3月15日(金)～4月19日(金)まで〈交付予定枠申込書必着〉
- ②平成31年4月1日(月)～平成31年7月31日(水)までに新車新規登録(予定)の車両
3月15日(金)～5月31日(金)まで〈交付予定枠申込書必着〉

（2）実績申請（交付要綱第5条第3項）

- ①申請対象車両 原則として、平成30年12月21日から平成31年7月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、平成31年3月29日までに登録されたものにあつては、平成31年5月31日までを、平成31年6月30日までに登録されたものにあつては、平成31年7月31日までを申請受付期間とする。